

情報連携で  
添付書類の省略が  
可能に

情報連携とは、マイナンバー法に基づき、セキュリティ対策がされた専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で、特定個人情報や報告をやり取りする仕組みです。

11月13日より情報連携の本格運用が開始され、市役所での一部種手続きの際にマイナンバーを申請書等に記入することで、申請者が市役所に提出する必要があった書類を省略できるようになりました。

省略できる添付書類については、市ホームページをご覧ください。

※事務によっては、引き続き添付書類を提出いただく場合があります。

※マイナンバーを提供する際は、マイナンバーカード等の本人確認書類(マイナンバー確認書類及び身元確認書類)をご用意ください。

## マイナンバーカード申請方法

### スマートフォンやパソコンから申請

- ①カメラで顔写真を撮影。
- ② (スマートフォンの場合)  
スマートフォンのカメラで(届けられているマイナンバー通知カードについています)交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスしてメールアドレスを登録。
- (パソコンの場合)  
申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録。
- ③登録したメールアドレス宛に通知される申請用WEBサイトにアクセス。
- ④画面の案内に従って、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。

### うるま市役所東棟 1階または まちなかの証明写真機から申請

- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影料金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。
- ②画面の案内に従って、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信。

### 郵送で申請

- ①申請書に必要な事項を記入し、顔写真を貼り付ける。
- ②交付申請書を封入、切手貼付し、ポストへ投函。

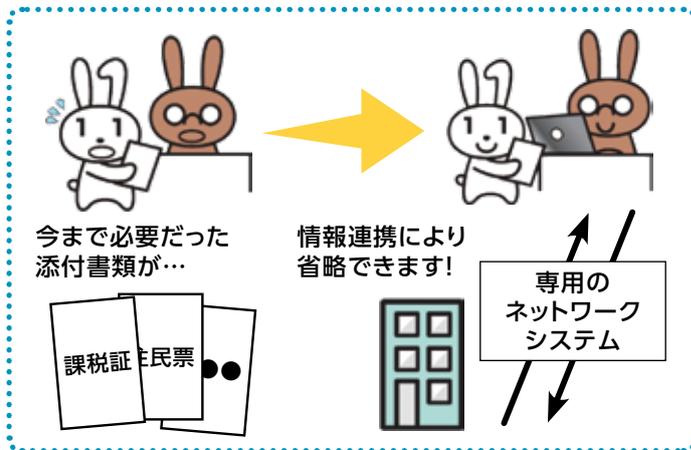
### 【郵送先】

〒219-8650  
日本郵便株式会社 川崎東郵便局  
郵便私書箱第2号  
地方公共団体情報システム機構  
個人番号カード交付申請書受付センター宛

うるま市では、マイナンバーカードの申請補助として無料写真撮影も行なっています。詳細はP19をご覧ください。

### (マイナンバーカード受け取り)

申請から約1カ月後に、カードの交付場所などをお知らせする交付通知書(はがき)が申請者の自宅に届きます。



## マイナポータルを利用して、子育てに関する一部の手続きの「電子申請」が可能になります

マイナポータルの「ぴったリサービス」を利用して、ご自身にあった子育てに関するサービスを検索し、オンライン上で申請書を作成、印刷や、電子申請が可能になりました。

うるま市では、現在は下表に記載のある行政手続きのみが電子申請の対象となりますが、今後もサービスを拡張予定です。

※パソコンからの電子申請には、カードリーダーが必要ですが、スマートフォンからの電子申請の場合は対応機種が限られていますので、詳細はマイナポータルと検索し、ご確認ください。

マイナポータル 検索



電子申請する場合は  
マイナンバーカードが必要だよ♪♪  
パソコンからの場合は、  
カードリーダーも  
必要だから注意してね♪

### うるま市で電子申請ができる 手続き(平成29年12月1日現在)

#### 児童手当に関する手続

- 児童手当等の現況届
- 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 受給事由消滅の届出
- 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求

#### 保育に関する手続

- 支給認定の申請

#### 母子保健に関する手続

- 妊娠の届出  
(母子健康手帳は窓口で交付になります。)